

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例」

（ポイ捨て防止条例）の一部改正について

1 改正の概要

たばこの吸い殻の散乱防止並びに市民等の身体及び財産に対する被害を防止するため屋外の公共の場所での喫煙を禁止する地区を指定し、当該地区内での喫煙を禁止するとともに、これに違反する者に対して過料を科すため、「ポイ捨て防止条例」の一部を改正します。

2 改正の理由

本市では、平成 8 年に「ポイ捨て防止条例」として、

(1) 空き缶や吸い殻等の投棄の禁止

(2) 歩行中の喫煙をしないよう努力する規定の設置

などを規定し取り組みを進めてきました。

しかし、依然としてたばこの吸殻のポイ捨てが減少しないことや歩行喫煙が数多く見受けられ、また、たばこの火による火傷や服などの焼け焦げ等の危険もあるため、人通りの多い屋外の場所での喫煙の禁止を求める要望が「市民の声」事業でも多く寄せられています。

3 改正の内容

(1) 条例の目的に屋外の公共の場所での喫煙を禁止することで、安全な街をつくることを追加します（第 1 条）。

(2) 市長は、この条例の目的を達成するために必要とする施策について鉄道事業者等に対し、その旅客等への啓発その他の協力を要請することができることとします（第 7 条の 2）。

(3) たばこの吸い殻の散乱防止とともに、市民等の身体及び財産に対し被害を及ぼすおそれのある屋外の公共の場所での喫煙を禁止する必要があると認められる地区を「喫煙禁止地区」として指定することができることとします（第 11 条の 2 第 1 項）。

(4) 喫煙禁止地区内においては、禁煙とします（第 11 条の 3）。

(5) 喫煙禁止地区内において喫煙した者に対しては、2,000 円以下の過料を科すこととします（第 30 条）。

4 施行予定期日

別途、規則で定める日から施行します。